

# 解説！特集「土地制度の移り変わり①」

京都市立伏見工業高等学校 新出高久

## はじめに

経済史は難しい。しかし、前近代までの社会は生産基盤である土地保有のあり方を媒介とした社会的諸関係が歴史を規定した。『図説日本史通覧』では4ページにわたる特集ページ(p.316～319)で土地をめぐる社会的諸関係の図化を大胆に試み、わかりやすく視覚的に内容を理解できるように工夫している。本稿はその理解の一助になることをめざして、太閤検地までの流れを解説した。

## 農業共同体の時代

弥生時代の初め、稲作を積極的に選び取った人々の暮らしは縄文時代に比べて、ただちによくなったとはいえない。村の老若男女すべてがそれぞれの役割を果たし、必要な道具をすべて自作してようやく村人全体が生存可能な生産が行える時代であった。特定の耕地とそこで働く人々はわがちがたく結びついていた。農業技術の進歩によって、余剰生産物が蓄積できる時代になると、それをめぐって戦争が起こったり、奴隷による生産活動が可能となったりして、本格的な階級社会が形成されていった。しかし、特定の土地と集団は密接に結びついており、村の指導者抜きに生産活動は行えなかった。これを学術用語で農業共同体とよぶ。各地の王は個別の農業共同体では入手できない、例えば鉄素材(→p.40ヒストリーコープ)をその政治力で入手し、青銅器による祭祀などを主宰しながら、農業共同体の支配を行っていた。やがて大陸との交渉が頻繁に行われるようになり、大陸との関係を誇示するかのようには弥生時代後期には舶来の青銅鏡と王を巨大な墳丘墓に葬る祭祀が登場し、次の古墳時代に移行していった。

箸墓古墳の築造をもって成立したヤマト政権は広域の複数の農業共同体を支配する地方豪族の連合政権であった。しかし、ヤマト政権はやがて大陸情勢の緊張をてこにしながら権力集中をはかり、

各地の地方豪族の頭越しに個々の農業共同体の直接掌握をめざし、各地の農業共同体首長を**氏姓制度**によって掌握しながら統一政権をつくりあげた。p.42 6のような政治体制はおよそ6世紀に成立したと考えられている。しかし、なお生産活動において農業共同体は不可欠であり、中央政権はその貢納や人的奉仕によって成り立っていた。中央豪族は特定の土地と人民を率いて政権職務を分担し、並行して地方豪族と擬制的に同族関係を結んでいった。これが豪族の私地・私民の実態であり、原始的な人的隷属関係が基本であった。

## 律令体制のもとでの共同体の解体

律令制度はこのような社会を解体し、農業共同体の成員である個別農家族を戸籍によって掌握しようとするものだった。しかし、日本においてははまだそのような制度を導入するには未成熟で共同体首長であった**国造**の系譜を引く、**郡司**が地方支配のかなめであった。日本的な律令制の特質である。p.316の**システムA**で郡司が太字化されている意味がここにある。しかし、農業技術の進歩によって共同体から自立した農業経営が広がっていった。なかには浮浪、逃亡農民の労働力を活用して個別農業経営に成功し、有力農民として成長するものも現れた。なお、743年の**墾田永年私財法**によって成立した大寺社・貴族の**初期荘園(システムB)**は律令に定められた郡司、国司の権限による全面的な協力なくして成立しえないものであり、多くは律令制度の崩壊とともに衰退していったことに注意したい。

さて、9世紀になると都の**院宮王臣家**は在地の有力農民と結びつき、その権勢でもって免税特権をもつ荘園経営をはじめた。その結果、条件の悪い口分田は荒廃した。日本的な律令制度は崩壊し、ここに農業共同体も解体した。10世紀には土地を単位とした支配へと転換せざるをえなくなり、

それとともに郡司の力も衰えていった。

## ■ 荘園整理令と荘園制の展開

### ■ 免田型荘園

10世紀以後、政府は税収を確保するために国司筆頭者（受領）に徴税権を与えた。**延喜の荘園整理令**は荘園を抑制し、公領を確定して増収をねらったものである。**システムC**がそれである。有力農民という意味で**田堵**、その田堵が名（再編された口分田）の経営を請け負うと**負名**とよばれた。受領は徴税権限を使い、自らが連れてきた家人たちを使って負名たちから厳しい取り立てを行った。**国衙**を中心とした徴税システムがつくられ、地方支配の中心となった。有名な「**尾張国郡司百姓等解**」（→別冊付録 26）はこの時代のものである。授業ではこの文書や受領のがめつきを描いた今昔物語の話をもとにして授業を展開する。しかし、この時代が収益向上をはかる受領や中央の中級官人らが現地の有力農民と協力をしながら**大規模な土地開発**を各地で展開した時代であることも忘れてはならない。教科書に出てくる**開発領主**とはこの時代に土地開発を担い、土地に対する一定の領主権を得た人々をいう。**鹿子木荘史料**（→別冊付録 30）に出てくる中原氏も中央政府の中級官人であったことが明らかにされている。

独自の収益源を確保したい寺社・貴族、中央貴族からの評価を高めて重任を求める受領、受領の介入支配を避けたい開発領主、3者のおもわくがからみ合って、官省符や国司免判によって免税特権を確保した荘園が各地に誕生してくる。前者を**官省符荘**、後者を**国免荘**という。この時期の荘園を学術用語で**免田型荘園**とよんでいる。個別の田地単位で設定され、**官物・臨時雑役**のうち免税される範囲もまちまちである。

このあと、11世紀前半までの荘園整理令は前任国司限りの**国免荘の永続化**や**荘園を請作している農民（寄人という）が公民として耕作している公領までがいつのまにか荘園に取り込まれたりする事態を解決**するために発令された。

11世紀半ばに成立した**後三条親政**は1069年

に**延久の荘園整理令**を出した。これが画期的なのは中央政府で荘園の資格審査を断行したことであり、摂関家領に対しても相当の効果を上げたことは授業で必ず取りあげられる。この荘園整理令は荘園と公領、荘民と公民の峻別など内容的にも厳しいものであった。一方、根拠がはっきりしている荘園については公認した。その結果、**根拠のあいまいな荘園領有権は非常に不安定な状態におちいった。自然と領有権の安定を求めて荘園寄進が院をはじめとする最高権力者のもとへ集中するようになった。**

### ■ 領域型荘園

11世紀後半、国家の最高権力をにぎった**院**は**六勝寺**や**鳥羽殿**（→p.100 1）のような国家的造営事業の財源として、寄進されてきたわずかな開発地を核にして山野河海ほうじを榜示で示された境界で囲い込んだ領域型の荘園を次々に立荘していった。上野国新田荘（→p.92 3）などは鳥羽殿内の金剛心院造営のために立荘された一郡規模の領域型荘園である。ここで初めて**榜示を書き込んだ典型的な荘園絵図**が成立する。

荘園の増加は荘園整理を放棄したことによってではなく、**逆に荘園整理を徹底したことで荘園の再編が進み、新田荘や栲田荘のような領域型荘園が成立し、あわせて公領の再編も行われて中世社会の枠組みである**荘園公領制（システムD）**が成立した**といえる。**年貢、公事、夫役**に税制も整理される。

以上のように、**免田型荘園**と**領域型荘園**には大きな不連続がある。そして、ここに古代と中世の**画期が設定**されるようになっている。従来、鹿子木荘の文書をもとに寄進の積み重ねで荘園が形成されたととらえられ**寄進地系荘園**という用語が生まれた。しかし、免田型荘園も領域型荘園も寄進を契機とするが上述のようにその本質も時代もまったく異なることが明らかにされている。教科書に掲載されている紀伊国栲田荘絵図は中世のもので、それが古代のページに挿入されていることに注意しなければならない。

また、先に10世紀に大規模な開発ブームが起

こったことを述べたが、12世紀の領域型荘園の成立のときにも大規模で広範囲な開発が活発化したことがあげられる。新田荘の西の御願寺仁和寺法金剛院領として一郡規模で成立した淵名荘には「女堀」とよばれる大規模な灌漑水路跡があり、発掘調査の結果、淵名荘開発を目的としたものであることが確認されている。教科書に絵図が必掲される紀伊国守護寺領柿田荘（→p.92ヒストリーコープ）でも大規模な溜池や用水路の開発が行われたことがうかがえる。ちなみにこの絵図の用途については諸説があることも注意しておきたい（高木徳郎『荘園絵図の製作目的とその利用』『早稲田教育評論』30-1、2016年）。

## 武家政権と貨幣経済の浸透

武士はもともと国家の軍事力として組織された源・平・藤原姓などをもつ中・下級官人である。地方の治安維持に派遣されたが、そのまま土着して在庁官人や開発領主として土地支配にかかわるようになった。院政期には中央貴族に近づいてその家人としても活動し、荘園の現地管理をその武力を買われて行うようになった。

鎌倉幕府の成立によって社会的立場を上昇させた武士階級はしだいに荘園領主の権利を侵害（システムE）し、在地領主としての地位を固めていった。源平争乱、承久の乱を通じて地頭の立場で鎌倉武士が全国に散らばり土着していった。

元寇以後、武士の所領拡大が止まると惣領制は崩壊し、武士階級内の内部対立が抜きさしならなくなった。惣領と庶子は家督をめぐる対立を深め、加えて勢力拡大をもくろむ新興武士層（悪党層の中心）の荘園侵略が動乱の時代を生み出した。鎌倉幕府の崩壊後、建武の新政に続く南北朝の動乱は日本社会のあり方を大きく変えた。半済や守護請によって土地支配権を確立した守護大名は地域権力を確立し、戦乱から自衛する農民の自治組織である惣村は荘園の枠組みをこえて成長した。これらを図示したのがシステムFである。室町幕府は地域権力を確立した守護大名の勢力均衡の上に成り立っていた。

応仁の乱が勃発すると在京する守護をさしおいて在地の国人や地侍など惣村の利益を守る能力をもった武士が守護大名家を圧倒し、領国内の武士を家臣化して一円支配を実現した（システムG）。

このような鎌倉時代以来の社会の変化の根底には武士階級の成長のみならず農民階級の自立がある。平氏政権の時代に宋銭が大量に輸入されて貨幣経済の時代が始まった。以前の本朝（皇朝）十二銭は発行目的が政府の支払手段としてのみ機能し、流通範囲も限定され、銅の産出が減ると発行されなくなった。中世以降の貨幣の主役は輸入銭であり、社会全体の交換手段としての機能を果たすようになった。同時に余剰生産物の一般商品化が始まる。貨幣の普及は商品流通を活発化させ、権力者に隷属していた工人の自立を促進し、農村での商品作物の栽培もうながした。農民は自力で日常生活品や生産手段を入手できるようになり、自治組織成立の条件が生まれた。商人階級も自立化し、座をつくって活動を活発化させた。守護大名は荘園領主の権利を引きついでが、貨幣経済の普及を背景に年貢は銭納化され、土地の価値を銭納年貢で表す貫高制が行われるようになった。

戦国時代には貨幣経済がいっそう浸透し、大量の銅銭が必要とされた。金属精錬技術も向上（→2017年度新設特集ページ）したが摩耗した鑿銭も利用された。良貨が退蔵され支障をきたすと撰銭令が出された。また、一部では中国銭をコピーした私鑄銭も製造された。しかし、貨幣経済が浸透しながらも統一権力がないため銭の価値は安定せず、銭不足もあいまって現物納も行われるようになった。太閤検地において、銭を基準とせず、石高を採用した背景がこれである（システムH）。石高制は貫高制を前提としたものだったので、屋敷地や米をつくっていない畑地も米の価値に換算して年貢高が決定されている。石高制は本質的に貨幣経済から現物経済にあと戻りした制度ではないことに注意したい。

こうして、列島は近世を迎える。近世江戸時代は封建的な枠組みのなかで、資本主義的要素がしだいに成長していく時代となる。